

中間指針第二次追補 Q & A 集 目次

【1. 総論】

問1. 第二次追補の位置付けと内容如何。

【2. 支払手続等】

問2. 第二次追補で示された慰謝料の支払いを受けたい場合には、どこに連絡をすればよいのか。いつ頃賠償金が交付されるのか。

【3. 避難費用・精神的損害】

問3. 新たな避難指示区域が設定された地域における第3期の精神的損害はいくら賠償されるのか。また、いつまで賠償されるのか。

問4. 新たな避難指示区域が設定された地域において、第3期の精神的損害の損害額の算定根拠は何か。

問5. 通常の範囲を超える生活費の増加が生じている場合は、追加的に賠償対象にならないのか。

問6. 第二次追補で何故宿泊費等の賠償の額や期間に限りがあることが示されたのか。

問7. 移住をする場合、どのような賠償がされるのか。避難を続けた方が得をするのではないのか。

問8. 旧緊急時避難準備区域（檜葉町以外）の解除後の相当期間は、何故本年8月末までなのか。今後、本年8月末までに帰還した場合には、帰還した時点で賠償は打ち切られるのか。

（追加問）旧緊急時避難準備区域において、解除後の相当期間経過後も引き続き避難を継続した場合は、賠償されないのか。

問 9. 旧緊急時避難準備区域において、第 3 期到来前に帰還した場合には賠償の対象にならないのか。また、避難したくてもできなかった者は賠償の対象にならないのか。

問 10. 親戚・縁者宅に避難した場合に負担した費用は賠償対象にならないのか。

【4. 営業損害・就労不能等に伴う損害】

問 11. 第二次追補では、営業損害・就労不能等に伴う損害の終期が具体的に示されていないが、いつまで賠償が受けられるのか。

(追加問) 既に営業損害・就労不能等に伴う損害の終期が到来している場合があるのか。

(追加問) 第二次追補では、営業損害の終期の判断に当たっては、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」等を参考にすることも考えられるとあるが、当該基準に準ずるということか。また、就労不能等に伴う損害の終期についても、同様に当該基準等に準ずるということか。

問 12. 営業損害・就労不能等に伴う損害について、転業・転職や臨時の営業・就労等が特別の努力と認められる場合とはどのような場合か。また、元の営業や就労を再開して得た収入は賠償額から控除されるのか。

(追加問) 特別の努力により得た利益や給与等を損害額から控除しない等の「合理的かつ柔軟な対応」とは、具体的にどのようなものか。

【5. 財物価値の喪失又は減少等】

問 13. 帰還困難区域における不動産価値が全額賠償された場合、所有権は東京電力株式会社に移転するのか。

問 14. 居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産は、全額の賠償がされないのか。また、その他の地域の不動産は賠償されないのか。

問 15. 第二次追補では不動産にのみ言及されているが、動産（木材、車、農機具等）の価値減少分はどのように賠償されるのか。

問 16. 「賠償後に東京電力株式会社の費用負担による除染、修理等によって価値が回復した場合」とはどのようなことを指すのか。また、価値回復分を清算するということは具体的に何を行うのか。

問 17. 本件事故により財物価値が喪失又は減少した不動産は買い取ってもらえるのか。

【6. 自主的避難】

問 18. 自主的避難について、平成 24 年 1 月以降はどのような場合が賠償の対象となるのか。どうして類型を示さないのか。

【7. 除染】

問 19. 中間指針でも、損害類型によっては追加的費用として除染費用が明記されていたが、第二次追補はどのような損害を賠償対象として認めているのか。

問 20. 既に、放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染の実施に対する財政措置が行われているが、この財政措置の対象とならない除染等に伴う損害も、賠償対象となるのか。

問 21. 以下のそれぞれの損害は賠償対象となるのか。

- ① 工作物の洗浄、土壌の反転耕、吸収抑制資材の施用等に直接要した費用
- ② 除染等実施後の農地の地力を回復するための肥料の施用、牧草地等を除染したことに伴う代替飼料の調達・生産等に要する費用
- ③ 除染等により営業資産が使えず、営業を休止したことによる減収分や、除染等により営業資産から生産される製品の量・質が低下し、売上高が減少したことによる減収分
- ④ 除染等に伴い、工作物、立木等が損壊した場合、それらの財物価値の喪失・減少分

【 1. 総論】

問 1. 第二次追補の位置付けと内容如何。

(答)

1. 昨年 8 月 5 日に決定・公表された中間指針においては、避難指示等に係る損害の範囲に関する考え方が示されましたが、その際、避難区域等の見直し等の状況の変化に伴い、必要に応じて改めて指針で示すべき事項について検討することとされました。

その後、昨年 12 月 6 日には、自主的避難等に係る賠償の範囲を示した中間指針の第一次追補が決定・公表され、さらに、同月 26 日には、原子力災害対策本部により、従来の避難指示区域を見直し、本年 3 月末を一つの目途に新たな避難指示区域を設定することが示されました。

2. こうした状況を受けて、この度の第二次追補は、これらの指針において今後の検討事項とされていたこと等について、現時点で可能な範囲で考え方が示されたものです。

3. 具体的には、次のような損害類型が対象とされています。

- ①避難指示区域（避難指示解除準備区域・居住制限区域・帰還困難区域）の避難費用及び精神的損害（第 3 期）
- ②旧緊急時避難準備区域の避難費用及び精神的損害（第 3 期）
- ③特定避難勧奨地点の避難費用及び精神的損害（第 3 期）
- ④避難指示等に係る営業損害・就労不能等に伴う損害
- ⑤避難指示区域の不動産の価値の喪失又は減少等
- ⑥自主的避難等に係る損害
- ⑦除染等に係る損害

【2. 支払手続等】

問2. 第二次追補で示された慰謝料の支払いを受けたい場合には、どこに連絡をすればよいのか。いつ頃賠償金が交付されるのか。

(答)

原子力損害賠償紛争審査会における第二次追補の決定を受けて、東京電力株式会社は、賠償金支払い体制の整備を含めて対応を検討することになると認識しています。請求に関する具体的な手続きなどは、今後、東京電力株式会社から発表される内容をご確認ください。

なお、賠償金の支払いに関するお問い合わせについては、東京電力株式会社福島原子力補償相談室※までご連絡ください。

※東京電力株式会社 福島原子力補償相談室

電 話 0120-926-404

受付時間 9:00～21:00

【3. 避難費用・精神的損害】

問3. 新たな避難指示区域が設定された地域における第3期の精神的損害はいくら賠償されるのか。また、いつまで賠償されるのか。

(答)

1. 第3期における精神的損害の損害額（通常の範囲の生活費の増加費用が含まれます。）は、以下のとおりです。
 - ① 避難指示解除準備区域に設定された地域については、一人月額10万円が目安となります。
 - ② 居住制限区域に設定された地域については、一人月額10万円が目安となりますが、概ね2年分としてまとめて一人240万円の請求をすることもできます。但し、避難指示解除までの期間が長期化した場合は、一人月額10万円を賠償の対象となる期間に応じて追加することが考えられます。その場合、最大でも、下記③の損害額までを概ねの目安とすることが考えられるとされています。
 - ③ 帰還困難区域に設定された地域については、一人600万円が目安となりますが、帰還できない期間が長期化する等の個別具体的な事情によりこれを上回る額が認められ得ます。
2. また、上記①、②において賠償の対象となる期間は、原則として、避難指示解除後相当期間経過までとなりますが、この相当期間は、今後の状況を踏まえて判断されるべきものとされています。

問4. 新たな避難指示区域が設定された地域において、第3期の精神的損害の損害額の算定根拠は何か。

(答)

1. 第3期における精神的損害の損害額は、中間指針で示した精神的損害の内容及び損害額の算定方法を踏まえて算定されています。
2. また、居住制限区域については、当面の損害額として一定期間分を想定した一括の支払いを受けることができるものとされ、帰還困難区域については、今後5年以上の長期間にわたって帰還できないことによる損害額が一括して算定されたものです。

問5. 通常の範囲を超える生活費の増加分が生じている場合（自家消費用の農作物が生産できない場合、井戸水が得られない場合、世帯が数カ所に分離された場合等）は、追加的に賠償対象にならないのか。

（答）

1. 中間指針では、避難等により増加した食費等の「生活費の増加費用」については、通常範囲のものは、精神的損害に加算し、加算後の一定額をもって両者の損害額として算定することとされていますが、避難前と比べて通常範囲を超える特に高額な「生活費の増加費用」であると認められる場合には、別途、必要かつ合理的な範囲内で、その実費の賠償が認められます。
2. 自家消費用の農作物が生産できない場合や、井戸水が得られない場合、世帯が数カ所に分離された場合などでも、避難前と比べて通常範囲を超える特に高額な「生活費の増加費用」であると認められる場合には、別途、必要かつ合理的な範囲内で、その実費の賠償が認められ得ると考えられます。

問6. 第二次追補で何故宿泊費等の賠償の額や期間に限りがあることが示されたのか。

(答)

1. 宿泊費等については、既に中間指針において示されているとおり、現実に負担した費用が、必要かつ合理的な範囲で賠償対象となります。
2. 第二次追補では今後の宿泊費等の賠償に関し、本件事故発生以前に借家に住んでいた方の多くはその家賃負担がなくなると考えられ、また、持ち家の方に対しては今後財物に係る賠償がなされること等を踏まえ、その「必要かつ合理的な範囲」について、より具体的な考え方が示されたものです。

問7. 移住をする場合、どのような賠償がされるのか。避難を続けた方が得をするのではないか。

(答)

1. 第二次追補では、避難を継続する方と移住しようとする方との間で、損害額及び支払方法等に差を設けないこととされています。
2. 具体的には、帰還困難区域等に住居があった方が当該住居への帰還を断念し移住しようとする場合には、これに伴う移動費用、生活費の増加費用等は、中間指針で示した避難費用及び帰宅費用に準じて賠償すべき損害と認められています。さらに、この場合には、長年住み慣れた住居及び地域における生活の断念を余儀なくされたために生じた精神的苦痛が認められ、その他の避難指示区域から移住する方も、中間指針で示された精神的苦痛に準じて精神的損害が認められるとされています。

問 8. 旧緊急時避難準備区域（檜葉町以外）の解除後の相当期間は、何故本年 8 月末までなのか。今後、本年 8 月末までに帰還した場合には、帰還した時点で賠償は打ち切られるのか。

（答）

1. 旧緊急時避難準備区域（檜葉町以外）の解除後の相当期間については、①この区域におけるインフラ復旧は本年 3 月末までに概ね完了する見通しであること、②その後も生活環境の整備には一定の期間を要する見込みであるものの、平成 24 年度第 2 学期が始まる本年 9 月までには関係市町村において、当該市町村内の学校に通学できる環境が整う予定であること、③避難者が従前の住居に戻るための準備に一定の期間が必要であること等が考慮されて、本年 8 月末までを目安とすることとされました。
2. 今後、本年 8 月末までに帰還した場合には、実際に負担することがなくなった宿泊費等は賠償の対象となりませんが、精神的損害及び通常範囲の生活費の増加費用については、帰還した時期を問わず、8 月末までの損害が賠償の対象となります。

(追加問) 旧緊急時避難準備区域において、解除後の相当期間経過後も引き続き避難を継続した場合は、賠償されないのか。

(答)

1. 旧緊急時避難準備区域における解除後の相当期間は、第二次追補決定時点での事情を前提に目安として示されたものであり、今後、その事情に変更が生じた場合は、実際の状況を考慮して柔軟に判断することが適当であるとされています。このため、状況によっては、第二次追補で示された相当期間の延長などがあり得ます。
2. また、相当期間経過後も、例えば一定の医療・介護等が必要な方や子供等に関して避難を継続せざるを得ないなど特段の事情がある場合には、賠償が継続されるものと考えられます。

問 9. 旧緊急時避難準備区域において、第 3 期到来前に帰還した場合には賠償の対象にならないのか。また、避難したくてもできなかった者は賠償の対象にならないのか。

(答)

第二次追補では、第 1 期又は第 2 期において帰還した場合や本件事故発生当初から避難せずに当該区域に滞在し続けた場合についても、個別具体的な事情に応じて賠償の対象となり得るとされています。

問10. 親戚・縁者宅に避難した場合に負担した費用は賠償対象にならないのか。

(答)

中間指針では、必要かつ合理的な範囲で負担した宿泊費や生活費の増加費用が賠償対象と認められています。親戚・縁者宅に避難した場合に負担した費用も、通常的生活費増加分を超える特に高額な生活費増加分が必要かつ合理的であると認められれば、慰謝料とは別に賠償の対象となるものと考えられます。

【4. 営業損害・就労不能等に伴う損害】

問 1 1. 第二次追補では、営業損害・就労不能等に伴う損害の終期が具体的に示されていないが、いつまで賠償が受けられるのか。

(答)

1. 営業損害・就労不能等に伴う損害の終期については、突然かつ広範囲に被害が生じたという本件事故の特殊性、損害を被った事業者・勤労者の多様性等にかんがみ、第二次追補においては具体的な目安を一律に示すことは困難とされ、当面は示されず、個別具体的な事情に応じて合理的に判断されることとなります。
2. 仮に具体的な終期を判断する場合には、
 - ① 基本的には被害者が従来と同じ又は同等の営業・就労活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であること
 - ② 一方、被害者の側においても、本件事故による損害を可能な限り回避し又は減少させる措置を執ることが期待されており、一般的には事業拠点の移転や転業・転職等の可能性があること等を考慮するものとされています。
3. また、例えば公共用地の取得に伴う損失補償基準等を参考にすることも考えられますが、その場合には、突然かつ広範囲に被害が生じた上、避難した者が帰還する場合がある等の本件事故の特殊性にも留意する必要があるとされています。
4. なお、就労不能等に伴う損害の終期については、一般的には営業損害の終期よりも早期に到来するものと考えら

れます。

(追加問) 既に営業損害・就労不能等に伴う損害の終期が到来している場合があるのか。

(答)

営業損害・就労不能等に伴う損害の終期については、

- ① 基本的には被害者が従来と同じ又は同等の営業・就労活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であること
- ② 一方、被害者の側においても、本件事故による損害を可能な限り回避し又は減少させる措置を執ることが期待されており、一般的には事業拠点の移転や転業・転職等の可能性があること

等を考慮することとされていますので、個別具体的な事情によっては既に終期が到来している場合もあり得ると考えられます。

(追加問) 第二次追補では、営業損害の終期の判断に当たっては、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」等を参考にすることも考えられるとあるが、当該基準に準ずるということか。また、就労不能等に伴う損害の終期についても、同様に当該基準等に準ずるということか。

(答)

1. 第二次追補において、営業損害の具体的な終期の判断に当たっては、一例として「公共用地の取得に伴う損失補償基準」を参考にすることも考えられるとされており、当該基準では、営業廃止の際には最大2年（農業者・高齢者3年、漁業者4年）分の補償を定めております。
2. また、就労不能等に伴う損害の終期の判断に当たっても、当該基準等を参考にすることが考えられ、当該基準では、離職者補償の期間は最長1年とされており、また、当該基準以外にも、雇用保険制度における失業手当の給付日数は、原則最長330日とされております。
3. しかしながら、第二次追補では、こうした基準や制度に示された年数をそのまま適用するのではなく、本件事故には、突然かつ広範囲に被害が生じた上、避難した者が避難指示解除後に帰還する場合があること等、土地収用等と異なる特殊性があることに留意して、営業損害・就労不能等に伴う損害の終期を判断すべきとの考え方が示されています。

問 1 2. 営業損害・就労不能等に伴う損害について、転業・転職や臨時の営業・就労等が特別の努力と認められる場合とはどのような場合か。元の営業や就労を再開して得た収入は賠償額から控除されるのか。

(答)

1. 第二次追補で示す「転業・転職や臨時の営業・就労等が特別の努力と認められる場合」とは、例えば、避難者が、本件事故発生後の一般的には通常に営業・就労することが困難と考えられる状況下でそのような営業・就労を行った場合、他の業種でやむを得ず一時的に営業・就労を行った場合等、その営業や就労で得た収入について損害額から一律に全て控除することが不相当と考えられる場合が想定されます。
2. また、元の営業や就労を再開して得た収入であっても、一般的には再開が困難と考えられる状況下で営業や就労を再開した場合等、上記と同様にその営業や就労で得た収入について損害額から一律に全て控除することが不相当と考えられる場合には、一定期間又は一定額の範囲を「特別の努力」によるものとして、賠償額から控除しないことが考えられます。

(追加問) 特別の努力により得た利益や給与等を損害額から控除しない等の「合理的かつ柔軟な対応」とは、具体的にどのようなものか。

(答)

1. 第二次追補では、営業損害・就労不能等に伴う損害を被った事業者・勤労者において、本件事故後の特別の努力と認められる場合には、これにより得た利益や給与等を損害額から控除しない等の「合理的かつ柔軟な対応」が必要であるとされています。
2. この「合理的かつ柔軟な対応」については、本件事故後の営業・就労により得た利益や給与等のうち、一定期間又は一定額の範囲を「特別の努力」によるものとして損害額から控除しないこと等とされています。

【5. 財物価値の喪失又は減少等】

問 1 3. 帰還困難区域における不動産価値が全額賠償された場合、所有権は東京電力株式会社に移転するのか。

(答)

1. 第二次追補では、帰還困難区域内の不動産について、5年以上の長期間にわたり使用ができないこと等から、当面は市場価値が失われたものとして、当該不動産の価値が100パーセント減少（全損）したものと推認することで、当該不動産の価値の全額を賠償対象とすることができるとしています。
2. 特段の取り決めをせずに不動産の価値の全額の賠償を受けた場合、不動産の所有権は賠償を支払った者（東京電力株式会社）に移転するのが原則です（民法第422条：損害賠償による代位）が、賠償に当たり事前に当事者間で話し合いを行うことによって所有者が移転するかどうかを決めることが可能と考えられます。

問 1 4. 居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産は、全額の賠償がされないのか。また、その他の地域の不動産は賠償されないのか。

(答)

1. 第二次追補では、居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産については、避難指示解除までの期間等を考慮して、一定程度の価値が減少したものと推認することができますとされています。どの程度の価値が減少したかについては、帰還困難区域内の不動産に準じ、使用できない期間等を考慮して推認することが考えられます。
2. 避難指示区域外の不動産についても、旧緊急時避難準備区域等については、中間指針において、現実に価値が減少した部分が賠償すべき損害とされており（中間指針第3の10）、これに基づき賠償を受けることは可能です。
3. また、これまでの指針で対象とされていない避難指示等対象区域外の不動産の価値に係る損害も直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて賠償対象と認められることがあります。

問 15. 第二次追補では不動産にのみ言及されているが、動産（木材、車、農機具等）の価値減少分はどのように賠償されるのか。

(答)

1. 避難指示等対象区域内の財物については、既に賠償の範囲が示されております。具体的には、

① 避難等を余儀なくされたことに伴い、財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値が喪失・減少した場合

② 放射性物質による汚染を原因として動産・不動産等の財物の価値が喪失・減少した場合

には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び除染のための費用等が必要かつ合理的な範囲内で賠償の対象となるとされています（中間指針第3の10の（指針）Ⅱ）。

2. なお、東京電力においては、既に二輪・特殊自動車（建設重機、トラクター等）以外の自動車の賠償の基準を示していますが、その他の動産についても、4月中に支払方針を発表することとしています。

問 16. 「賠償後に東京電力株式会社の費用負担による除染、修理等によって価値が回復した場合」とはどのようなことを指すのか。また、価値回復分を清算するということは具体的に何を行うのか。

(答)

1. 不動産の価値喪失又は減少分に係る賠償については、賠償時点における財物価値が喪失又は減少した分について行われることとなりますが、今後、東京電力株式会社の費用負担による除染等が行われた場合には、当該不動産の価値が回復することが予想されます。
2. これは、東京電力株式会社が同一の不動産について、その価値減少分を賠償する一方で、その価値回復について費用負担するものと考えられることから、当該不動産の価値が回復した部分については、当事者間の合意によって、加害者が既に支払った賠償額（価値減少分）と価値回復分の清算を行うことができることを示したものです。

問 17. 本件事故により財物価値が喪失又は減少した不動産は
買い取ってもらえるのか。

(答)

原子力損害賠償紛争審査会が決定・公表する指針は、本件事故による原子力損害の範囲等について定めるものであり、行政又は加害者による不動産の買い取りについて定めるものではありません。

【6. 自主的避難】

問18. 自主的避難について、平成24年1月以降はどのような場合が賠償の対象となるのか。どうして類型を示さないのか。

(答)

1. 平成24年1月以降の自主的避難に関しては、①第一次追補とは対象期間における状況が全般的に異なること、②他方、少なくとも子供及び妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていると考えられること等から、第一次追補の内容はそのまま適用しないが、個別の事例又は類型によっては、これらの者が放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となります。
2. 第一次追補では、①本件事故発生時から平成23年12月末までを対象期間としたこと、②本件事故発生当初における大量の放射性物質の放出による放射線被曝への恐怖や不安も対象としたこと、③東京電力株式会社福島第一原子力発電所からの距離、放射線量に関する情報等を基に市町村単位で類型化することが可能であったこと等の事情がありました。しかしながら、平成24年1月以降については、こうした事情が異なるため、第一次追補のように一定の地域的範囲によって対象範囲を類型化することはせず、賠償が認められ得る場合を定性的に示した上で、個別の事例又は類型ごとに判断されるものとしています。

【7. 除染】

問19. 中間指針でも、損害類型によっては追加的費用として除染費用が明記されていたが、第二次追補はどのような損害を賠償対象として認めているのか。

(答)

除染に直接要する追加的費用については、損害類型ごとに中間指針で明記されていたものがありますが、第二次追補では、中間指針で示した類型に加え、これまでの指針の対象であるか否かにかかわらず、およそ除染等全般について、必要かつ合理的な除染等に直接要する追加的費用や、除染等の後で必然的に生じた追加的費用、除染等に伴って必然的に生じた減収分、財物価値の喪失・減少分が賠償対象とされています。

問 20. 既に、放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染の実施に対する財政措置が行われているが、この財政措置の対象とならない除染等に伴う損害も、賠償対象となるのか。

(答)

放射性物質汚染対処特措法に基づく措置に直接要する経費や当該措置に伴う財物損壊や営業損害等を含め、同法による財政措置の対象となるか否かにかかわらず、必要かつ合理的な範囲の除染等に直接要する追加的費用、必要かつ合理的な除染等の後で必然的に生じた追加的費用、除染等に伴って必然的に生じた減収分、財物価値の喪失・減少分は、賠償すべき損害と認められます。

問 2 1. 以下のそれぞれの損害は賠償対象となるのか。

- ① 工作物の洗浄、土壌の反転耕、吸収抑制資材の施用等に直接要した費用
- ② 除染等実施後の農地等の生産性を回復するための肥料の施用等、牧草地等を除染したことに伴う代替飼料の調達・生産等に要する費用
- ③ 除染等により営業資産が使えず、営業を休止したことによる減収分や、除染等により営業資産から生産される製品の量・質が低下し、売上高が減少したことによる減収分
- ④ 除染等に伴い、工作物、立木等が損壊した場合、それらの財物価値の喪失・減少分

(答)

これらの損害が、必要かつ合理的な範囲の除染等に伴い必然的に生じたと認められる場合には、賠償すべき損害と認められます。